

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票所入場券の投票日の記載誤りについて

令和8年2月2日
京丹後市選挙管理委員会

この度、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査にあたり、本日(2月2日)、第30投票区(明田公民館)の投票所入場券に記載の投票日に誤りがあることが分かりました。投票日を「令和8年2月8日」と記載すべきところ、誤って「令和8年2月7日」と記載していました。

該当者の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、選挙管理委員会としては、今後の再発防止に努めてまいります。

1. 経緯

今回の選挙の投票所入場券を作成する業務システムで、第30投票区(明田公民館)の登録データの投票所の閉鎖時刻の線上(午後7時から午後6時に変更)の設定をしようとした際、誤って投票日を1日繰り上げる設定値を入力してしまい、本来2月8日であるべき投票日が2月7日と印字された投票所入場券を1月25日に発送したものです。

2. 対象者

京丹後市大宮町明田地区 53世帯105名

3. 対応

対象となる53世帯105名の皆様に訂正とお詫びの文書を本日(2月2日)速達で送付いたしました。

また、本日(2月2日)夜に対象となる明田地区の市防災行政無線で訂正とお詫びの放送を行う予定です。

4. 再発防止

改めて適正な事務処理を徹底するとともに、入場券の作成時にその内容について複数人でのチェックを行えるよう事務処理の見直しを図ります。

【問い合わせ先】京丹後市選挙管理委員会
担当 稲川、永岡(0772-69-0140)